

Q24-1 人吉区間において、特殊堤防構造で堤防かさ上げを行うことは出来ないのでしょうか？

- ダムに代わって堤防のかさ上げを行った場合、計画高水位を引き上げることになるため、堤防が決壊した場合、浸水の広がりや深さが大きくなる可能性があるなど、災害ポテンシャルが増大することとなります。
- 自立式構造およびパラペット構造の特殊堤防は、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合に特例的に設けられるものです。
- 特殊堤防の高さがあまりに高くなると、視界を遮り、河川巡視等の河川管理に支障を与えるとともに、景観、河川環境が損なわれることに繋がります。
- 特殊堤防の特例として、熊本県の白川緑の区間においては、最大約 3.2mの特殊堤防が約 600m の区間において整備されています。また、京都府の桂川嵐山地区においては、歩道から最大約 70 cmの特殊堤防構造の固定部に加えて、上部に洪水時に上昇する約 80 cmの可動部で構成された可動式止水壁が約 260m の区間で整備されていますが、いずれも橋梁がない等限定的な区間での整備となります。
- 球磨川の人吉区間は、ダムに代わって堤防のかさ上げを行う場合、実施延長は約 14km（両岸約 28 km）にも及び、かさ上げ高は最大約 3.6m となります。そのうち人吉市街部では実施延長約 5km に及び、かさ上げ高は最大約 2.7m となります。
- 更に人吉市街部の区間には交通量の多い人吉大橋や JR 橋梁を含む多数の橋梁が存在し、かさ上げが必要なことから特殊堤防構造でも堤防かさ上げは社会的な影響が大きいと考えており、代替案として現実的でない判断をしています。